

NO.31

The School Health

(第31号)

いて康にをたを成る格教育
行な充実つ愛者な育の
わ国ちんとしと國完の
な民たじび、し家成目
(教けの心、個て及をを
育れ育身自勤人真びめ
基は成と主労の理社ざ教育
本なをも的と価と会し教育
法ら期に精貴值正の平は
なし健神任を義形和人

学校保健

財団法人 日本学校保健会会報

発行 日本学校保健会
栗山 重信
東京都港区西久保
明舟町10番地
3785
電話 (50) 9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30
価1部15円(送料共)

時評にかえて

本会副会長兼理事長

岩原拓博士逝去



本号掲載の通り、戦後昭和二十二年本会設立以来今日まで、文字通り本会の発展のために日夜努力された岩原理事長が逝去されました。

故岩原博士は、いわば日本学校保健会の産みの親であり、育ての親でありました。またこの会誌の編集発行者でもありました。学校保健の保健教育、健康管理両面にわたつて、

全国的なことにはことごとく積極的に参与され、学校保健のあるところ必ず岩原博士ありと申しても過言ではないのでありました。今や博士なく、比類のないあの名司会ぶりに接することができなくなりました。本誌に連載してきました保健寸話もこれで永久の終りであります。日本の学校保健と学校給食、

14.5.15

体育の歴史を一身に担つて、永遠の旅に立たれました。将来の史実考証のため、多くのことを伺つておくれました。しかし、故博士が最も気にかけられた学校保健法も成立し、日本学校

略年譜(数字は年表示)
いわはら・ひらく先生

第31号 目次

- 特集 時評にかえて……岩原拓博士逝去
- ◇ 岩原拓博士をしのぶ……各時代の活動と功績
- ◇ 梅雨と夏季にそなえて伝染病・食中毒の予防通達
- ◇ 学校環境衛生検査基準(一)……飲料水(続)
- ◇ 生徒児童幼児の年令別 身長・体重・胸囲・座高の平均
- ◇ 新らしいブール消毒器
- ◇ 地方だより
- ◇ 新刊図書紹介

日本学校保健会も奥村、岩原両副会長を失い空漠の感を深くするものであります。前記のように、新しい学校保健の歴史的時期を迎えていたのであります。徒らに悲嘆にあけられることなく、学校保健の動向にふさわしい新しくたくましい再発足を決意しなければならないと思うのであります。

日本学校保健会も奥村、岩原両副会長を失い空漠の感を深くするものであります。前記のように、新しい学校保健の歴史的時期を迎えていたのであります。徒らに悲嘆にあけられることなく、学校保健の動向にふさわしい新しくたくましい再発足を決意しなければならないと思うのであります。

その他の、逝去まで関係された主な保健体育団体の役員としては、日本学校保健学会理事、日本公衆衛生協会評議員、日本公衆衛生学会評議員、日本衛生学会評議員、日本寄生虫予防協会評議員。財団法人日本体育協会会員、日本レクリエーション協会参与等。

博士は大日本教育会在職当時にあたり、戦後はこの学校衛生会と日本学校歯科医会との統合をはかつて、日本学校保健会の設立に努力、この設立成つてから同会の理事長として、本年五月逝去されるまでその職にあつて、名主宰者として尽瘁されたのであるが、博士は母校九大を出られてから、昭和八年神奈川県技師として学校保健行政に当られたその「振り出し」から、文部省在官時代を経て、在野の活動時代に入つて、その生涯を終えられるまで、まさに博士は「わが道」を一貫して往かれたわけで、博士のあゆまれた事蹟そのものがそつくり一九五九年版の「現代日本学校保健史」になるといつてもよい。

博士は、戦後学徒の体位の低下を憂え、学校保健の民間団体の代表者として、学校教育における保健衛生の強力な推進を企図し、その実現に努力されたが、特に戦後の混乱時にわが国の学校保健の推進につき、米軍司令部の諮詢に応じて適切な意見を述べられ、また文部省の小、中学校保健計画実施要領の編さん委員長としてこれをまとめられ、この基礎を確立する主役を担当された。

学校給食の名バイロット

岩原博士は、戦時中から戦後にかけて、生徒学童の体位低下を憂えて、文部省の外郭団体として、学校給食の名バイロットとなりました。この事業部を発展的解消、二十五年に財團法人日本学校給食会を設立、推されてこの理事長になられ、同会は粉乳かん詰その他給食資材の全国的な供給に当り、ついにこの事業の重要性が認められて、特殊法人として

博士は大日本教育会在職当時にあたり、戦後はこの学校衛生会と日本学校歯科医会との統合をはかつて、日本学校保健会の設立に努力、この設立成つてから同会の理事長として、本年五月逝去されるまでその職にあつて、名主宰者として尽瘁されたのであるが、博士は母校九大を出られてから、昭和八年神奈川県技師として学校保健行政に当られたその「振り出し」から、文部省在官時代を経て、在野の活動時代に入つて、その生涯を終えられるまで、まさに博士は「わが道」を一貫して往かれたわけで、博士のあゆまれた事蹟そのものがそつくり一九五九年版の「現代日本学校保健史」になるといつてもよい。

博士は、戦後学徒の体位の低下を憂え、学校保健の民間団体の代表者として、学校教育における保健衛生の強力な推進を企図し、その実現に努力されたが、特に戦後の混乱時にわが国の学校保健の推進につき、米軍司令部の諮詢に応じて適切な意見を述べられ、また文部省の小、中学校保健計画実施要領の編さん委員長としてこれをまとめられ、この基礎を確立する主役を担当された。

学校保健法制定の宿願成る

日本学校保健会理事長としてその事務も拡張され、また取扱い物資も米国から脱脂粉乳その他の物資を多量に受入れてこれを各校に配給するなどわが国の学校給食の普及充実に画期的な成果を挙げたのが、これは半面において経済的難事業であった。しかしこれを克服してその目的を遂行したことは、博士の確乎たたた。

日本学校保健会理事長時代（一九五九年）

学校保健の育ての親として

日本学校保健会理事長としてその事務も拡張され、また取扱い物資も米国から脱脂粉乳その他の物資を多量に受入れてこれを各校に配給するなどわが国の学校給食の普及充実に画期的な成果を挙げたのが、これは半面において経済的難事業であった。しかしこれを克服してその目的を遂行したことは、博士の確乎たたた。

そこで博士は、同会に学校給食事業を設けて、司令部からの配給を含む政府指定の学校給食用物資の買入、売渡し、その他の供給、および学校給食の普及実施の業務を行つことにして、当初は東京、横浜その他の大都市の学校に配給していたのが給食実施校の全国的な増加でその業

と学校給食については、博士が民間代表団体の責任者として、司令部当局との折衝に当られた。そこで博士は、同会に学校給食事業を設けて、司令部からの配給を含む政府指定の学校給食用物資の買入、売渡し、その他の供給、および

現在は日本学校保健会となつてゐる前身の日本学校衛生会の事業は、そのまま岩原博士が理事長としての功績を浮き彫りにする。

日本学校衛生会の功績事業としては、特に、学校保健関係者の顕彰、全国及びブロックの学校保健大会、研究協議会、講習会の開催、学校保健に関する研究、歯科その他の学童疾病の半減運動の展開などその成果の見るべきものが多

く、戦後のわが国の学校保健の推進に大きな貢献をもたらしている。

またこの衛生会では、学校衛生の学術的分野の研究機関として、学校衛生研究所を開設、この学術的方面では何が最も重要なかを討議研究、大いに効果を挙げたが、これ全般にわたっては、博士の独創による計画実施であつた。

その研究と著述と

また博士は学校の健康教育の重要性を強調され、学校教員の教材としてこれらの人々に適する医学的な書物として、「健康教育の解説」「純潔教育」、「大学の保健講義」（第一出版発行）等々を出された。

博士は多彩な生涯の中になされた研究はかぞえきれないが、主なものとして、文部省体育研究所長時代、児童生徒の体力に関する研究、学徒の簡易体力判定図に関する研究があり、学術機関誌「体力研究」を出版されている。

博士が文部省の保健体育審議会の委員として、また学校保健分科審議会および学校給食分科審議会の会長として施策の樹立推進に貢献されたと共に、大学における保健体育の基準設定に協力せられるかたわら、津田塾大、日体大、大妻女子大、東邦大、順天堂大、日本橋本町四ノ十四番地

が一昨年末制定され、学校保健と

いうものが法的に制度の確立を見て

その実施されたことである。さら

に次いで学校安全会法実現によ

る学校安全協会設立の願いも、博士

の病中に念じられたことであつた

が、とにかくも学校保健会としては

これに次いで学校安全会法実現によ

梅雨と夏季にそなえて

伝染病・食中毒の予防通達

文部省体育局では、梅雨と夏季をひかえ、伝染病、食中毒の予防について、各都道府県教育委員会、知事、国立高等学校校長、国立大学長に宛て、五月十八日、清水局長名をもつて次のごとく通達。これを教育委員会は市町村当局に、知事は私立学校に示達した。……

一、学校においては、伝染病・食中毒患者の発生を防止しまた伝染病・食中毒の発生した場合の措置を適切にするため、次の事項の実施につとめること。

1、伝染病・食中毒の発生防止について

(1) 伝染病・食中毒の発生防止については、学校保健委員会等の意見を聞き、次の事項の実施の励行につとめること。

① 患者の早期発見につとめ、患者者の早期処理につとめること。

② 学校においては、児童生徒等の欠席率に注意し、伝染病・食中毒の早期発見につとめる。

(2) 申しだるよう指導し、また保護者に対しても、児童生徒等が伝染病・食中毒にかかり、かかつておる疑がある場合には、自主的に欠席させるとともに、学校にその旨を報告するよう指導する。

エ 地域における伝染病・食中毒患者の発生および流行状況に注意し、早期にその状況をはあくするようつとめる。

ア 学校環境衛生管理を強化徹底すること。

イ 定期的に飲料水の検査を行い、飲用不適な場合には、すみやかに適切な衛生的な処理をする。

イ 井戸水を使用する場合に、井戸の構造、周囲の状況は、

イ 井戸水を使用する場合に
は、井戸の構造、周囲の状況
を検討し、環境衛生上に不適
当な場合には、すみやかに改
善の措置を講ずる。
ウ 炊事場、調理施設、食料倉
庫等の環境を定期的に調査
し、その衛生管理を徹底す
る。
エ 学校給食用食品の購入、選
択および給食用器具等の清潔
保持に特に注意する。

いを励行させるよう指導すること。

2、伝染病・食中毒の集団発生の際の措置について

伝染病・食中毒が集団的に発生した場合には、次の事項に留意しそみやかに適切な措置を講ずること。

(1) 学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すること。

(2) 学校医の意見を聞き、健康診

三、法第十三条の規定により臨時休業を行う場合には、次の事項に留意し、その適正を期すること。

1、臨時休業を行う場合には、学校医その他の医師の意見を聞き、その適正を期するとともに、伝染病の発生防止につとめること。

2、臨時休業中における児童生徒等に対する生活指導、学習指導および保健指導を適切にすること。

3、臨時休業後授業を再開する場合には、児童生徒等の欠席状況罹病

(4) 調理従事者の身体、衣服の清潔保持につとめさせるとともに、特に用便後および調理前の手洗いを励行させる。
児童生徒等に対する保健教育を強化すること。
児童生徒等に対しても、伝染病・食中毒の予防についての保健学習を強化するとともに、日常生活において伝染病・食中毒の予防のために必要な生活の実践特に使用前後、食前等の手洗

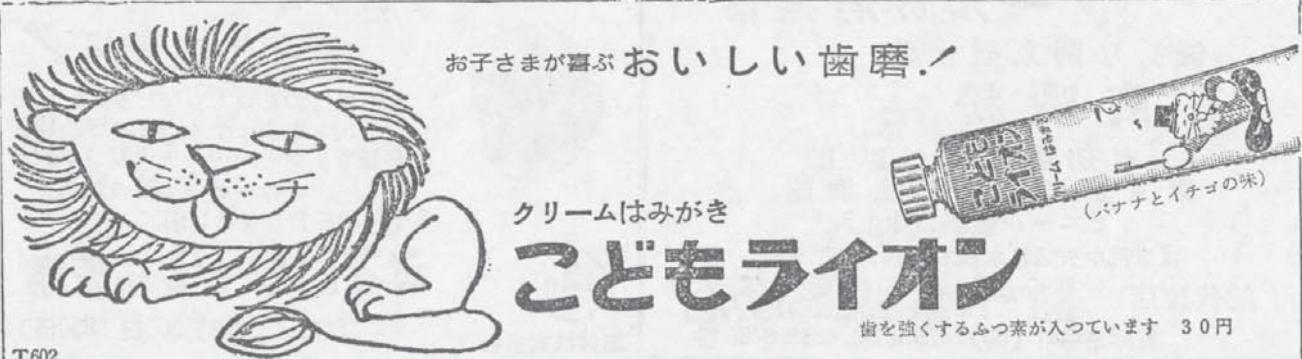
つては、関係機関の協力を求め、これを明らかにするようにつとめ、その原因の除去予防にとどめること。

二、法第十二条の規定により出席停止の措置をとる場合には、次の事項に留意し、その適正を期すること。
1、法第一二条の規定による出席停止の措置は学校医その他の医師の意見を聞いて行うものとすること。

2、令第五条の規定により出席停止の指示を行うにあたつては、その指示（その理由および期間）を明確にし、これを励行するような適切な指導を行うこと。

(3) オ
nezumi族・こん虫等の発生
防止と駆除につとめるとともに
に、nezumi族・こん虫等の出
入を防止する設備を整備する
調理従事者の保健管理および
保健指導を強化徹底すること。
ア 調理従事者の検便、健康診
断を励行し、検便については
毎月一回以上実施するよう
つとめる。

(3) 保護者その他関係方面に対し
ては、患者の集団発生状況を周
知させ、協力を求めること。
(4) 児童生徒等の食生活について
じゅうぶんの注意と指導を行う
こと。



状況などをよく調査し、保健指導をじゅうぶん行うこと。

なお、必要があると認めるときは、更に臨時休業その他の措置を講ずること。

四、修学旅行・遠足、夏季保健施設などの実施にあたつては、伝染病・

食中毒の発生防止の立場から、次の事項にじゅうぶん留意し、その適正を期すること。

1、場所、宿舎については、特に保健上適切なところを選定すること。なお、選定後においても飲料水については、じゅうぶんの注意を払うこと。

2、参加者については、健康相談等により参加不適当な者は除外すること。

3、引率の職員については、指導監督がじゅうぶんできる人員を整備すること。

4、日程については、過労に陥らないよう無理のない日程をたてるこ

と。

5、調理および献立については、特に材料の選択、購入、調理方法、栄養等に注意すること。

6、設備および調理従事者については、その衛生管理に特に注意すること。

7、事前に所管の保健所あるいはよりの医師とじゅうぶん連絡をとり、事故発生の場合に対処できること。

8、所管の保健所に、宿舎等の衛生管理についてあらかじめ依頼すること。ただし、修学旅行についての保険所との連絡は、昭和三〇年の保険所との連絡は、昭和三〇年四月四日付文初中第一六五号初等中等教育局長通等

中等教育局長・大学学術局長通達

「小学校・中学校および高等学校の修学旅行について」によるこ

と。

五、都道府県教育委員会および都道

府県知事は、管下の学校に伝染病・

食中毒が集団的に発生した場合およ

びそれが終えんした場合には、別紙

様式「学校における伝染病・食中毒發

生状況報告」により、すみやかに文

部省体育局長に報告されたいこと。

なお、伝染病・食中毒の発生後、

その状況の軽重により適當な中間報告をされたいこと。

国立大学の附属の学校および国立

高等学校に伝染病・食中毒が集団的

に発生した場合には、別紙様式「學

校における伝染病・食中毒発生状況

報告」に準じ文部省体育局長にすみ

やかに報告されたいこと。

六、従前の学校における伝染病・食

中毒の予防に関する通達のうち次に掲げるものは、これを廃止すること。

1、昭和二一年九月一八日付発体第

一一四号体育局長通達「学校におけ

る結核予防に関する件」

2、昭和二五年三月二日付官初第三

六号初等中等教育局長通達「発疹チフスの予防について」

3、昭和二五年七月七日付文初保第

三二七号初等中等教育局長通達、「赤痢の予防について」

4、昭和二五年一二月二七日付文初

保第七五五号初等中等教育局長通

達「学校における結核の予防につ

いて」

5、昭和二七年一〇月一三日付文初

保第八一一号初等中等教育局長通

達

達「学徒の健康の管理と指導の徹

底方について」

6、昭和二八年七月一日付文初保

第三六九号初等中等教育局長通達、

「水害地における学校の保健につ

いて」

7、昭和二九年六月一二日付文初保

第三三五号初等中等教育局長通達

「学徒に対する健康の管理と指導

の徹底強化について」

8、昭和三〇年二月五日付文初保第

五七号初等中等教育局長通達「學

校におけるインフルエンザの慢延

について」

9、昭和三〇年五月二四日付文初保

第十二二六号初等中等教育局長通達

「学校における伝染病・食

中毒の予防について」

10、昭和三〇年六月二〇日付国初第

六八号初等中等教育局長通達「赤

痢予防対策について」

11、昭和三〇年九月二九日付文初保

第六三三号初等中等教育局長通達

「学校における伝染病・食中毒の

防止について」

12、昭和三〇年九月二九日付文初保

第三八二号初等中等教育局長、管

理局長通達「学校における伝染病

・食中毒の発生防止について」

13、昭和三〇年一二月八日付文初保

第四六五号初等中等教育局長通達

「冬季における学校の伝染病予防

対策について」

14、昭和三一年四月一三日付文初保

第一九四号初等中等教育局長通達

「学校における伝染病発生の状況

報告について」

「学校における食中毒事故の状況

報告について」

6、昭和三二年六月二六日付文初保

第三六三〇号初等中等教育局長通達

「学校における赤痢・食中毒等の

予防について」

7、昭和三二年七月二九日付文初保

第三三二二号初等中等教育局長通達

「学校におけるインフルエンザの

予防について」

18、昭和三二年七月三一日付文初保

第四〇六号初等中等教育局長通達

「水害地における学校の保健につ

いて」

19、昭和三三年六月二三日付文体保

第六三三号体育局長通達「学校にお

ける赤痢・食中毒等の予防につい

て」

(注)なお、従前の学校における伝

染病・食中毒の予防に関する通達

のうち、次に掲げるものは、廃止

しないので念のため申し添える。

1、昭和二七年九月二九日付国初第

一四三号初等中等教育局長通達、

「修学旅行・遠足時における集団

中毒の防止について」

2、昭和二八年五月一二日付文初保

第二六〇号初等中等教育局長、大

学生術局長通達「修学旅行、遠足

時ににおける伝染病・集団中毒の防

止について」

3、昭和三二年一〇月一八日付文初

保第五二〇号初等中等教育局長通

達「学校におけるインフルエンザの

予防について」



新しい虫下し

バキシン

蛔虫・蟕虫が同時に下りる
4×240入 3,000円 1000入 3,000円

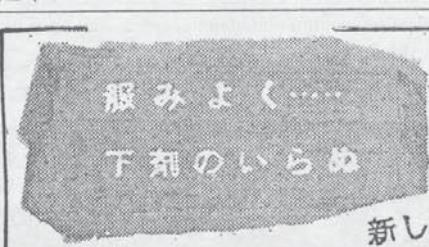
よい子のビタミン

総合ビタミン・ミネラル剤

小粒 ポン-S

20錠 200円・45錠 420円・100錠 850円

シオノギ



ついては、本通達に留意するほか
昭和三四年五月二一日付文體給第
八六号「学校給食における衛生管

理について」に留意されたいこ
と。

学校環境衛生検査基準(三)

飲料水(統)

五、検査表(別表第一号、下掲の通り)

六、事後措置

水質が水質基準に適合しないときは、その水を使用してはならない。ただし水質の基準の第二、三、四および五項に適合し、第一および六項の一つ以上に適合しない場合は、塩素消毒または煮沸消毒その他衛生上必要な措置を講じた後でなければその水を使用してはならない。

水質が水質基準に適合しないときは、そのまま使用してはならない。ただし水質の基準の第二、三、四および五項に適合し、第一および六項の一つ以上に適合しない場合は、塩素消毒または煮沸消毒その他衛生上必要な措置を講じた後でなければその水を使用してはならない。

給水施設を新設または大修理を行った場合、あるいは給水施設が強く汚染を受けた場合は、井戸、泉水および貯水そうは50 P.P.m の塩素を含む水で内面をよく洗浄した後、さらに行わなければならない。給水施設に汚染の疑があるときは直ちに塩素消毒その他衛生上必要な措置を講じた後でなければその水を使用してはならない。

新らしいブール消毒器
岐阜県学校薬剤師会森下正三、西脇澄、岐阜薬大小瀬洋喜の諸氏の考案に成る新らしいブール消毒施設については、今春の文部省主催学校薬

剤師講習会、日本薬学会等でその研究成績が発表されたが、この優秀なことが認められ、夏期ブール開設を前に、大垣市内十数校その他一般水を注入し、その排出水が清澄になりました。かつ残留塩素が2 P.P.m 以上認められるようになつてから通水する。

るようには塩素を加えて24時間以上放置する。
給水管その他の給水装置は十分水洗した後、約10 P.P.m の塩素を含む水を注入し、その排出水が清澄になりました。かつ残留塩素が2 P.P.m 以上認められるようになつてから通水する。

別表第1号 飲料水検査表

検査施設の種類	設置年月	学校	検査年月	日
給水施設検査	施設の位置	施設の状況図示		
	気象			
	周辺の地形			
	地質			
	汚染原状況			
	水量			
	水深・水位			
	水温			
	構造材質等			
	使用水量			
水質検査	使用の方法			
	浄化消毒の方法			
	その他の			
	外観	アンモニア性窒素		
	臭気	亜硝酸性窒素		
	味	硝酸性窒素		
	pH値	過マンガン酸カリウム消費量		
	色度	塩素イオン		
	濁度	残留塩素		
	硬度	一般細菌数		
事後の措置	蒸発残留物	大腸菌群		
	鉄			
	鉛			
	フッ素			

学童の栄養補給には—



(学校用)一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

消化吸収よ
き完全乳化
特殊皮膜で
効力安定

東京都中野区昭和通2丁目
電話(36)3746
東京都中野区野方町2丁目
電話中野(38)443-445

生徒 周童 幼児の年令別 身長・体重・胸囲・座高の平均（昭和33年度） 文部省

区分 才	身長				体重				胸囲				座高				
	男		女		男		女		男		女		男		女		
	平均 (cm)	標準偏差	平均 (cm)	標準偏差	平均 (kg)	標準偏差	平均 (kg)	標準偏差	平均 (cm)	標準偏差	平均 (cm)	標準偏差	平均 (cm)	標準偏差	平均 (cm)	標準偏差	
幼稚園	3	96.5	4.2	95.0	4.0	14.9	1.7	14.3	1.6	52.7	2.5	51.3	2.4	55.9	2.8	55.0	2.7
	4	101.7	4.3	100.8	4.2	16.3	1.7	15.8	1.7	53.8	2.4	52.5	2.5	58.6	2.8	57.8	2.7
	5	106.9	4.5	105.5	4.4	17.6	1.9	17.1	1.9	55.2	2.5	53.7	2.4	61.0	2.8	60.4	2.9
小学校	6	110.9	4.7	109.9	4.7	18.9	2.1	18.4	2.1	56.4	2.5	54.8	2.5	63.1	2.8	62.6	2.7
	7	116.2	4.9	115.2	4.9	20.9	2.3	20.3	2.3	58.3	2.6	56.6	2.6	65.7	2.8	65.2	2.8
	8	121.0	5.2	120.4	5.1	23.1	2.6	22.5	2.7	60.2	2.8	58.4	2.8	68.0	2.8	67.6	2.8
	9	126.6	5.3	125.5	5.5	25.3	2.9	24.9	3.1	62.0	2.9	60.4	3.1	70.0	2.9	69.9	3.0
	10	130.7	5.5	131.0	6.1	27.6	3.3	27.7	4.1	64.0	3.1	62.7	3.8	72.0	3.0	72.3	3.4
	11	135.1	5.9	136.6	6.7	30.2	3.9	31.3	4.9	65.9	3.4	65.7	4.3	73.8	3.1	75.0	3.7
中学校	12	140.8	7.1	142.8	6.8	34.0	5.2	36.4	6.0	68.3	4.1	69.8	5.0	76.4	3.8	78.5	4.0
	13	147.1	8.0	147.1	6.1	38.8	6.4	40.9	6.0	72.1	4.8	73.5	5.0	79.6	4.5	80.9	3.7
	14	153.6	7.9	149.9	5.5	44.2	7.0	44.6	5.9	75.8	5.1	76.2	4.8	83.0	4.5	82.7	3.3
高等学校	15	160.3	6.4	152.3	4.9	50.4	6.5	47.6	5.6	79.9	4.8	78.4	4.5	87.0	3.9	84.1	2.9
	16	162.9	5.8	153.1	4.9	53.6	6.1	49.4	5.5	82.3	4.6	79.9	4.5	88.7	3.5	84.5	2.8
	17	164.3	5.5	153.5	4.9	55.7	5.9	50.3	5.5	84.1	4.4	80.7	4.4	89.7	3.2	84.7	2.7
	18	163.7	5.6	152.9	5.0	56.1	5.7	50.5	5.5	84.5	4.4	81.5	4.5	89.4	3.3	84.3	2.8
	19	163.6	5.5	153.6	5.2	56.2	5.6	51.0	5.5	84.6	4.4	81.9	4.6	89.5	3.0	84.4	2.9

(備考) 本表は、昭和33年度学校衛生統計調査の集計結果の一部である。(34年5月発表)

別紙様式 学校における伝染病・食中毒発生報告

学校保健を、保健管理と、保健教育と、学校安全に大分類して、さらに各々の事項に細分類し、これらについて具体的、実務的に記述され、学校保健関係者の日常の実務にすぐ

本書は学校保健法制定一周年を記念して刊行されたもので、著者はいずれも学校保健法、新学習指導要領の立案担当者である。

監修 東大教授重田定正 文部省
推薦 著者 学校保健課長塚田治作
文部省体育局長清水康平
文部省体育局学校保健課
渋谷敬三・荷見秋次郎・湯
浅蓮而(共著)

学校保健実務必携

◆◆図書紹介◆◆

役立つよう著述された。されど何より利なハンドブックである。

発育状況をはじめ、学校保健に必須の最新調査に基づくものを掲載して参考に供している。

学校保健関係職員（校長・保健主事・養護教員・保健教科担当教員・教育委担当職員）と学校医、学校歯科医、学校薬剤師における最も良の害

務指針書としてせておきたいが如きの携帯書である。（上製新書判約500頁、表紙ビニール装、定価送料込共三八〇円、申込は第一法規出版株式会社、東京都港区元赤坂二丁目、電話赤坂五三七二二二）

式会社——本社 東京都港
町三一、支社・長野市岡田町一七六
・大阪市西区阿波堀通二ノ三四、當
業所・札幌・仙台・名古屋・広島・
高松・福岡)

1	学校名															
2	学校の所在地															
3	(1)病名(本定め場合は 他のもる病名)															
	(2)年月日(最初の場合は) 年月日(新規登録年月日)															
	(3)終えん年月日															
伝染病・食中毒の 発生状況	4)発生の場所															
	5)患者数・欠席者数 および死亡者数	学年	児童生徒 数			患者数			欠席者数			死亡者数			備考	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
			第1学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
			第2学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
			第3学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
			第4学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
第5学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
第6学年	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
6)発生の経過																
7)患者および死 亡者見の動機																
8)伝染病・食中毒の 発生原因																
9)伝染病・食中毒の 感染経路																
10)確定症狀の紙表																
11)学校の施設																
12)学校の管理																
13)学校の施設																
14)保健所その他 関係機関の取扱																
15)都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																
16)その他の参考 となる事項																

(注) 1. 校給食に係る伝染病・食中毒発生の場合は、給食係人員を「児童生徒等の数」の欄のかっこ内に記入する。

2 職員について該当者があったときは、別の備考欄に該当人員を記入する。

ウロコ印

丈夫に…大きく…

お子様用…総合ビタミン剤

(50箇 300円)

パンギヤンペリー

大阪市道修町 武田薬品工業株式会社 (東京 札幌・福岡)

